

税務署から「調査したい」と電話が来たら、自分だけで対応せず「事前通知項目の確認」&民商へすぐ連絡を！

名古屋北部民商ニュース

発行：2022年9月12(月) No.488

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

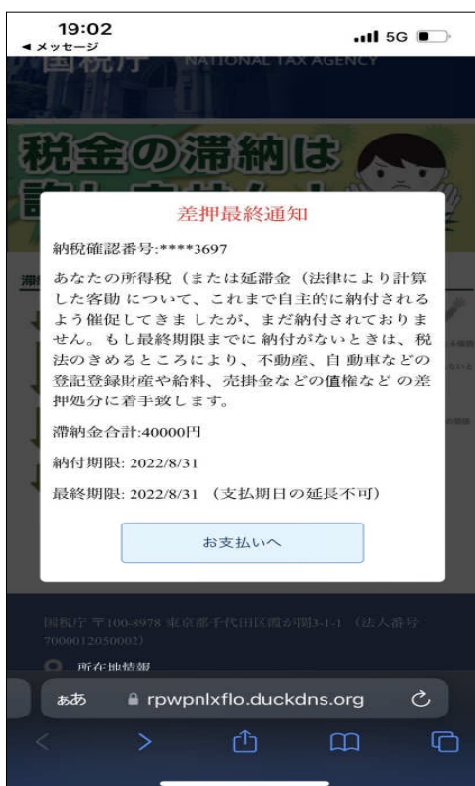
税務調査・滞納・資金繰り困りごとは民商へ！

国税庁を名乗る「ニセメール」にご用心！

会員の従業員の携帯電話に届いたニセメールには「差押最終通知」と書かれ、「あなたの所得税について、これまで自主的に納付されるよう催促してきましたが、まだ納付されていません。もし、最終期限までに、納付がないときは、税法の定めるところにより、不動産、自動車などの登記登録財産や給料、売掛金などの債権などの差押処分に着手します」とも。その従業員から「払わなくてはいけないか」と相談があったとのこと。「詐欺メールですから、一切応じる必要はありませんよ」と説明すると「よかったです。従業員に伝えます」とほっとした様子でした。ほかにも、もう少し手の込んだ「国税庁 e-tax をご利用いただきありがとうございます。このメールは『国税電子申告納税システムe-tax』にメールアドレスを登録していただいた方へ配信しております」と記載された詐欺メールもあるようです。**国税庁、税務署から、メールで督促が届くことはありません。**最近、こうしたニセメールが、全国的に多発しているようです。

こうしたニセメールは、相手にせず、無視するようにしましょう。

不安な場合は民商の役員や事務局員に相談してください。



世論調査は危うい 弁護士 中島万里(名古屋北法律事務所)

日々報道で目にする世論調査。政府はその結果を気にしているらしく、政策決定に少なからず影響があるようです。でももし国自身が行う世論調査が、時の政府が期待する結果を出すために利用されているとしたら…とても恐ろしいことです。2022年3月、内閣府が選択的夫婦別姓制度に関する世論調査の結果を公表しました。同様の調査は1996年から複数回行われているのですが、2022年調査は選択的夫婦別姓制度を導入した方が良いと答えた人が3割を切り、1996年の調査開始以降で最低だったといえます。しかしこの結果は2022年の今を生きる私たちの実感とかなりズレがあるのではないのでしょうか。2年前には、早稲田大学などが行った大規模調査で選択的夫婦別姓に7割以上が賛成との結果が出たということもありました。

内閣府による2022年調査には、からくりがありました。過去の調査から質問内容や構成が大きく変更されていたのです。それでは過去の調査結果と単純比較できません。また、「旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」かの賛否を問う質問があったのですが、ここでいう法制度とは何のことかよく分かりません。その意味を理解して回答した人がどれくらいいるのか疑問です。質問のあり方については、一部の国会議員が過去調査は別姓賛成に偏っていると述べて法務省に働きかけを行った事実や、法務省が保守派に配慮して質問内容を調整したことが明らかになっています。それにしても、保守派と呼ばれる人たちが夫婦別姓を断固拒否するのはなぜなのでしょう。家族が分断されると言ったりしますが、それなら旧姓の通称使用拡大も同じでは。夫婦別姓強制ではなく、選択的夫婦別姓であり、嫌な人は選択しなければいいのです。国民主権だから国民の声は重要という正論を逆手にとって、世論が政府によって利用される場合もあるのです。正論調査には危うさがあるということです。

健康診断を受けましょう

民商共済会主催の「健康診断」を、医療生協、地元病院の先生方のご協力で行き組みます。

名古屋市内に住民票のある40歳以上の会員、家族、従業員の方、国保（名古屋市、建設国保、食品国保）、後期高齢者医療保険に加入し、特定検診受診券をお持ちの方が対象です。**詳細はチラシ参照**